

女性支援新法施行から 1 年を経て思うこと

2024 年（令和 6 年）4 月 1 日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、女性支援新法）が施行されました。女性支援の現場に立つ皆さんは、この法施行による大きな変化を感じていますでしょうか。

国では困難な問題を抱える女性支援推進等事業において女性相談支援にかかわる職員のスーパービジョン体制整備が新たに導入されることになりました。それに応じて、社会福祉士・精神保健福祉士養成において、ジェンダーの視点はあらゆる科目に関連するべきであるというジェンダーの主流化の議論が始まりました（これまでは、児童・家庭福祉論の一部としてのみ取り扱われていまし

た）。また、「ジェンダー・セクシュアリティ論」（仮称）を社会福祉士・精神保健福祉士指定科目として設置する提案もされています。

これまで女性支援の現場で活動されてきた皆さんからすれば、「ようやくか?」「まだなかったの?」と驚かれるかもしれませんが、ようやく議論の俎上に上がりました。女性相談支援職員の専門性とは何か、改めて考える時期にあります。NPO 法人女性のスペース結が活動を始めて 20 年が経過しました。私たちが行ってきたことは何だったのか、皆さんと振り返る機会を多く持てることを心から期待しています。

（田谷幸子）

■「結」のメーリングリストを作りました

これまで多くの皆様から NPO 法人女性のスペース「結」からの情報発信が欲しいとの要望がありました。「結」の活動にかかわってくださる皆様、活動を応援してくださる皆様の情報交換の一助としていただきたいと思い、メーリングリストを作成しました（Google グループを利用）。

このメーリングリストの管理は理事の田谷が行っております。



ご興味のある方は、お名前と ML（メーリングリスト）参加希望の旨を下記までご連絡ください。
yui.information.manager[at]gmail.com （注）迷惑メール対策のため、@を[at]と表記しています。

■ ご寄付のお願い

当団体の重点事業は、緊急一時保護事業ですが、全ての避難者が行政の手続きを踏んで当団体にたどり着くわけではなく、個人的に依頼されるケースを断れない時もあります。そんな時の食費、消耗品費、人件費、交通費は決して十分ではなく、スタッフの善意に支えられているところが多々あります。

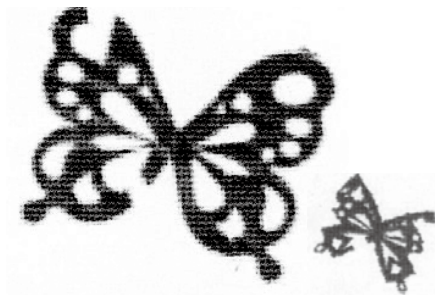
今後も、当団体が安定して活動を継続していくためには、会員の会費と、皆様からの寄付が活動原資となります。活動に参加できなくても、「寄付」という形で活動に賛同していただければ、我々スタッフのモチベーショ

ンも高まり、益々ニーズに応えた活動が展開されることでしょう。社会課題を共に解決するために、ぜひご協力をお願いいたします。寄付は、随時受け付けております。

●郵便振替口座

特定非営利活動法人 **女性のスペース「結」**
00130-0-62844

郵便局の振込取扱票、ATM、アプリ等で振込み可能です



2025年 3月 vol.59

YUI News Letter

特定非営利活動法人 女性のスペース **結** ゆい

もくじ	・ご挨拶	…… 1
	・2024 年度 女性のための支援者養成講座 報告	…… 2
	・中野事務所から報告	…… 5
	・コラム「ジェンダーギャップ指数」	…… 6
	・「さいたま・りぷろの家」のこれまで	…… 7
	・女性支援新法施行から 1 年を経て思うこと メーリングリストのご案内	…… 8

ご挨拶

日頃より、当団体の活動に関心をお寄せいただき、ご支援、ご協力に対し大変、感謝いたしております。

今年度、懸案事項であった HP の全面リニューアルが実現し、3 月 1 日より新たなサイトによりスタートさせました。これを機会に私たちの活動がより多くの皆様の目にとまり、広がりを見せることが出来ると幸いです。

女性支援新法が昨年 4 月に施行されたことを踏まえ、今年度の当団体の女性のための支援講座（3 回の連続講座・3 回目では又エックにおいて宿泊を伴う研修）は、若者支援にかかわっている講師をお迎えして実施しました。この講座から当たり前のように使っていた“支援”という言葉のとらえ直しも必要なのではないかと感じました。

女性のスペース結は、DV 被害者支援を主な活動としながら、女性・子どもの人権が守られ、安心・安全に生きられる社会を目指して活動をしている民間団体です。

男女共同参画社会は、性別にとらわれない、誰もが生きやすい社会の実現を目指しています。しかしながら、まだまだ男女の格差や違いによる不平等から生じている困難さを女性たちの相談を受

けていて実感します。人権意識がまだ十分に根付いていない日本だからかもしれませんが、弱者に対する人権は特に守られていない現状があります。とりわけ若年女性が自分自身の人権を意識し、自分の身体は自分で守る（リプロダクティブヘルツ＆ライツ）大切さに気づく居場所づくりを広げることが必要なのかもしれません。1970 年代から 80 年代にフェミニズム運動がさかんになり、私は、女性の悩みは社会の悩みでもある（The personal is political）という視点からのフェミニストカウンセリングを学びました。この提唱者であり、アメリカからこの手法のカウンセリングを持ち帰り、日本で広げて下さった河野貴代美さんから、女性支援新法を推進していくのがフェミニストカウンセリングの要であると言われました。

今、60 年近い歴史のなかでやっと DV 防止法の根拠法が売春防止法から女性支援新法へと変わりました。この女性支援新法を私たちが相談の現場で駆使していくことが誰もが生きやすい世の中に、そして様々な困難に直面する女性たちへの支援といえるような気がしています。

代表理事 中村敏子

YUI 特定非営利活動法人 **女性のスペース 結** ゆい <https://josei-yui.org>

中野事務所 〒164-0002 東京都中野区上高田2-58-11 西山ガーデンハウス 201
Tel/Fax : 03-5942-8324 メールアドレス spaceyui25811@xui.biglobe.ne.jp

埼玉事務所 
Tel/Fax : 048-762-8633 メールアドレス spaceyui153@yahoo.co.jp

ホームページ
移転の
お知らせ

2025 年 3 月 1 日（土）に URL（ドメイン）が変更になりました。

旧 URL <https://watashihiro.com> → 新 URL <https://josei-yui.org>

旧サイトで「ブックマーク」や「お気に入り」にご登録されている方は設定の変更をお願いいたします。

【第 1 回】

「若年の困難女性への支援について～社会福祉の観点から～」



講師 武輪 敬心 氏

日時：2024 年 10 月 14 日（日）10 時～15 時
会場：ジャック大宮宇宙劇場 研修室
講師 武輪敬心氏（大阪歯科大学 医療保健学部 助教 /
特定非営利活動法人こどもソーシャルワーク ONE TEAM 副代表理事）

武輪氏は、「半径 5m のモヤモヤ」を大切に、支援や研究に取り組んでこれ、そうした学びを、講座の様々なところで話して下さった。例えば、講師の自己紹介も多くのスライドを利用して、それは相手のことを知るためには、同じくらい自分のことを開示する必要があるという、講師のお考えに基づいたものだった。

●日本における貧困およびひとり親世帯の現状

現在の日本は、15.7%が相対的貧困にあり、これは G7 の中では最低の割合である。また、その中でもひとり親世帯の約半分が相対的な貧困にあり、日本における貧困の特徴は、実際に「仕事をしていても」貧困から抜け出すことが難しいという点にある。例えば、非正規雇用、最低賃金で 1 日 8 時間働いても、社会保険料などを引くと年間の手取りは月々 15 万 5 千円あまりで、これでは人間らしい生活は、厳しいのが現実である。また、高卒であるか、中卒であるかで、収入に格差があり、中卒のひとり親の平均年収は 130 万円と、相対的貧困ライン（一人世帯で年収 127 万円）とほとんど同じという結果である。

●貧困の社会的背景

日本において、福祉制度を始め、子育てに対する社会的なサポートは十分ではないため、子どもをもつことは多くの社会的な不利（チャイルドペナルティ）を負うことになる。例えば、子どもがいるために、責任のある仕事をすることができないなど自身のキャリア形成にも影響を与える。一方で、北欧などの高福祉国家では、子どもを持つことはチャイルドボーナスとなる。

●10 代で出産をすることと社会的な偏見

10 代で妊娠をすると、就学や就労に多くの制限が生じ、貧困に陥ってしまう現状がある。例えば、10 代で妊娠をすると学校に十分な支援体制がないため、妊娠をした女の子が退学しなければならなかったり、進学を諦めなければならなかったりし

ている。そのために、学歴が中卒になり、出産後に就職することが難しく、結果として安定した生活基盤を作ることができないままになってしまう。

また若年での妊娠を経験する人の中には、育った環境上、人を頼る経験が少ない人もおり、支援に繋がることができない人もいる。また、妊娠することは、自己責任・自己の選択という風潮もあり、そうしたことから妊娠が判明してから必要となるはずの支援が受けづらくなっている。

●グループワーク

午後には、コーディネーターの田谷幸子氏（当法人理事）も加わり、参加者でグループワークを行った。

- ① 17 歳の高校生で、現在は、試験休み期間
- ② 母親はいないが父親とはそこそこ仲が良い
- ③ 兄の顔を最近見ていない

この限られた情報から想像される「食事」は、非常に多様であったが、参加者からは全く異なる意見が出て、「食事」を想像するだけでなく、支援対象者の「背景」に潜むものは何か、必要な支援は何かについて考えるワークであった。

●講座後アンケートから

・こどものみではなく女性も真ん中に。女性支援の現場ではこれを意識していくことがとても重要だが、他機関との連携において優先度が低くなりがちで壁にぶち当たる部分でもあると思った。
・まずは、自分の周りの若い人たちが立ち往生していないかを見回してみたいと思う。少なくとも、偏見を持った視線を向けないようにしたい。



【第 2 回】

「居場所のない十代の困難女性への支援について～埼玉での実践～」



講師 金子 由美子 氏

日時：2024 年 12 月 1 日（日）10 時～15 時
会場：ジャック大宮宇宙劇場 研修室
講師 金子由美子氏
（認定 NPO さいたまユースサポートネット副代表 / 一般社団法人”人間と性”教育研究協議会代表幹事 / 一般社団法人日本思春期学会監事 / NPO 法人チャイルドライン支援センター理事）

金子氏は、養護教諭時代に性教育があるべき形で届いていないことを実感したことが、活動の原点となっている。性教育が必要な子どもたちに性教育を届けるために活動をしている。

また、さいたま市若者自立支援ルームでは、居場所のない若者（15 歳～39 歳）たちに居場所を提供し、自立に向けた支援を提供している。このルームに来る若者は、引きこもりの経験がある人、いじめを受けた人、発達障害をはじめ各種障害を持っている人、ヤングケアラーなど様々な社会的な問題を抱えている。そうした人々の話に日々、向き合っている。

●性教育のネグレクト

養護教諭時代、性教育を必要としている人たちに十分な性教育がされていないことを感じていた。また、いわゆる「歯止め規定」の影響もあり、学校で行われている一般的な性教育の内容も十分ではなかった。

学校の組織としても様々な問題が発生し、スクール・セクハラの実例が取り上げられた。教員による生徒への性暴力を始め、常識から著しく外れた生徒指導などがそれにあたる。また、日本版 DBS 制度が導入されるまでは、問題をおこした教員も、依願退職をすることで別の教育現場で働くことができてしまうという問題も紹介された。

こども家庭庁の調査では、46.6%が学校を安全な場所とは思っていないことも明らかになっている。いじめの件数、いじめによる自殺の数も増加している。

いじめの中には、性的いじめも存在している。しかし、性的いじめは、「いじめに関する調査」では調査されることはなく、実態を正確に把握することは難しい。例えば、スカートを短く履いている女子学生に教員が「そんなに短いと痴漢にあうぞ」などと発言すること、男子の浣腸ごっこ、パンツをずらすなども学校での性的ハラスメント・性的いじめである。そうしたことを考慮すると、調査では出てこないまでも、かなりの数のセクハラや性的いじめがあることが想定される。

●若者たちが抱える問題

ニートやヤングケアラーのように、若者が抱える問題は非常に多様である。埼玉県、さいたま市はそうした若者の支援を、学習支援、電話相談、教育相談などの様々な形で行っている。

一方で、こうした若者は、社会とつながる機会が多い環境にあるわけではない。限られた環境の中で、歪んだセクシュアリティやジェンダーバイアスを刷り込まれてしまう事例が頻発する。

例えば、障害を持っている親が暴力的な言葉を使うなどがある。また、教育虐待のように学力での画一的な基準を子どもに押し付けるといったことも考えられる。そうした環境の中で、女性を劣位に見るジェンダーバイアスを内面化していつてしまう。

適切な親子関係を築くことができず、自傷行為をしてしまう等の問題も発生していく。これらの問題の歪みは、女性の側に偏る傾向にある。

●まとめ

いじめをはじめとして、問題を抱える子どもや若者が、普段の生活の中で心に傷を負うことは少なくない。身体的な傷に関しては、適切に治療されるにも関わらず、心の傷に関しては見過ごされてしまうことが多い。しかし、心のダメージが回復するまでの治療、アフターケア、リハビリテーション、さらには生活管理まで含めた健康観察、健康

管理を行う必要がある。

加えて、社会復帰のためのプログラムの設定などの新たな社会的システムの構築を、社会に提起していく必要もある。

●講座後アンケートから

・あっという間の90分で、引き込まれて受講した。

他の講座では学ばないような若年女性の困難な状況（日本版DBS制度が無意味、性的いじめ、ヤングケアラーを発見する質問項目がない、ロールモデル不在、ネガティブ感情を肯定）が盛りだくさんであり、これらを理解したうえで支援することの難しさを痛感した。

【第3回】「具体的な支援の場を描く（1）（2）」



日時：2025年2月1日（土）・2日（日）
会場：国立女性教育会館
講師 渡辺美穂氏（国立女性教育会館研究国際室長）
コーディネーター
井上匡子氏（神奈川大学法学部教授）
田谷幸子氏（東京通信大学人間福祉学部准教授）

●困難を抱えた女性の支援についての調査研究結果報告

●課題追及のレポート発表

・情報センターの本や講座で学んだことを振り返り、今後、自分がどんな支援活動をしたいのかを、各自でレポートにまとめ、2日目は発表会を開催した。



代表理事 中村敏子氏

金銭の貧困は同時に情報の貧困をもたらし、知識を奪う。その状況の抜け出し方も分からずにいる人々がこの世には沢山いる。そこに介入し理不尽な不幸を改善の方向にもっていくためにあるのが、支援団体の存在なのだった。

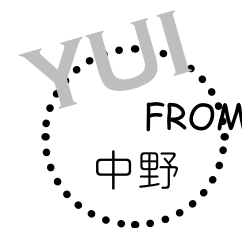


安価で良質なシェアハウス開設の手伝いをしたい。

モヤモヤを吐き出せる場所、気分転換できる場所（楽しむ、自分自身を大切にする経験）でのコミュニケーションを通して、モヤモヤや不安の中身を見つめなおす手伝いをしたい。

ネグレクトを受けるなど養育環境に恵まれなかった方は、自己肯定感が低く自分を大切にすることができない。SOSを引き出し、気持ちに寄り添える存在になりたい。

この研修で支援の言葉から受ける感覚を考えた。相談者にとって支援しますといわれてどこまで想定するだろうか、人によっては物心両面すべてをゆだねる人もいられるかもしれない。上から目線を感じる方もいられるかもしれない。安易に支援しますというのではなく、「支える」と「援助」を分けて考えると、気持ちを支え、前向きに考えられるようにする。当面しのぐための援助と長期的な観点からの生活支援として各種制度で何が活用できるか、共に考えることなのではないだろうか。



中野事務所から報告

（2024年10月～2025年3月）

西山ガーデンハウスからのお便り

中野事務所（本部）の建物は4世帯の母子の住まいと2階に居住者・地域の人が使える共有スペース（kitchen付）建物です。

開設して6年目を迎えました。

入居者1家族が6年間暮らしていましたがお仕事の関係で引っ越し、新たな入居者を迎えました。子ども食堂、フードパントリーなどの継続事業や新たな助成金・寄付金を得ての新規事業、外国籍の人たちとの交流をしています。私たちの活動を知って企業からのサポートなど嬉しい出会いもありました。

●子ども食堂

月2回実施している子ども食堂、予約制ですが、利用者の入れ替わりも程よくあり、ロコミでの新たな希望者も増えています。

利用してみて同じ学校、お稽古仲間だったり子どもたちもワイワイと楽しそう。



ご近所ですっかり馴染み
子ども食堂の看板



子ども食堂は大人気



ジョウタリで熱心に日本語を勉強中

新たな助成金にチャレンジして

●ジョウタリ（ネパール、インド語で“集まる”）

24年度後期、居場所づくりの出前事業を（パルシステムの助成金を得て）鷺宮地区で実施しました。

中野に住んでいる外国人の方と交流を深めたいと子どもたちへの下着の配布・フードパントリー&日本語教室を同時開催しました。



ぴったりサイズの下着・靴下の袋詰め
毎回お手紙も同封。嬉しいお返事も届きます

私たちの活動を知って企業が応援

●地域の中子どもたちへ贈りもの

自分サイズ（ピッタリ）の下着と靴下の配布

寄付金：(株)三菱UFJ銀行

子ども食堂を利用しているお母さんが子どもたちへのぴったりサイズの下着の配布に共鳴。会社の社会貢献制度に応募し、寄付金を得てくれました。今回は配布先を広げ、同じような活動をしている団体、母子生活支援施設、中野区児童相談所、議員さんなどにも呼びかけて実施しました。

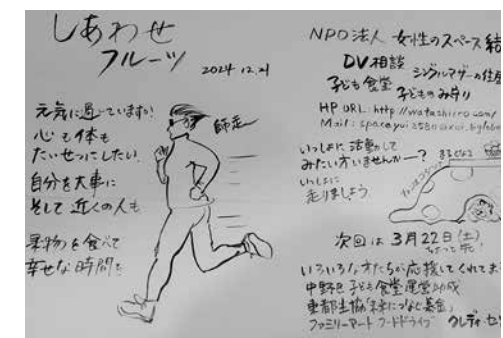
●物資の支援

フードパントリー&洋服のリサイクル支援

(株)クレディセゾン・ユビキタス

フードロスの削減取り組み、SDGsの取り組みへの協力

3年前から実施しているファミマフードドライブの事業を買い物に行っている近くのコンビニで知って応援。会社での新たなメセナ活動の一環として社員に呼び掛け様々な品物を提供してくれました。



フードパントリーの時に渡している手描きのお便り

自主事業

●小学生対象のお点前の会

3年間、助成金を得て実施していた子どもの見守り（アクティビティ活動）の一つであったお茶のお稽古を親子の要望に応じて自主運営、参加費 300 円、不足分は個人会員からの子どもために使って欲しいとの寄付金を使い実施。

日頃、思い思いの行動が多い子どもたちもお茶をたてるときは一点集中、真剣。自然と学びがある本格的なお点前の教室を実施。講師の力量に感服。



子どもたちのお手前は真剣そのもの

●お点前女子会 中学生から成人女性まで

行き場のない女子を対象にこころのもやもや、お点前を通して、何かが見えてくることを共有することができたら。わが家に帰る前にちょっと寄りたくなるスペースを目指し、あえて女性限定にして実施。女性が女性であるがゆえに感じるもやもやを癒してくれたらと。毎回、参加してくださる方の求めているものが違う中、どんな居場所にしたら良いかを模索中。



若者サポートセンターでお手前の出前

ジェンダーギャップ指数

男女 共同参画白書（令和 6 年版）によれば、衆議院議員総選挙における候補者及び当選者に占める女性の割合は、2021（令和 3）年 10 月執行選挙ではそれぞれ 17.7%、9.7%、参議院議員選挙（2022（令和 4）年 7 月執行）ではそれぞれ 33.2%、27.4% であった。いずれも上昇傾向にはあるが未だ低い水準にある。地方議会においては、女性の割合が最も高いのは、特別区議会（36.2%）、政令指定都市の市議会（22.9%）である。都道府県議会では 14.6%、町村議会 13.6% であり、都市部で高く郡部で低い傾向にある。私の住む地方の市議会では、女性議員は 0 名である。日本のジェンダーギャップ指数（2024 年）における政治分野の順位は **146 か国中 113 位** であるが、理由として、女性が意思決定の場に参加する機会が少ない、政治活動と家庭生活の両立が難しい、政治は男性が行うものという固定的な考えが強いなどがあげられる。

身近なところから見ていくと、私の子どもの通う義務教育学校には PTA がある。PTA の役員は各学年 4 名、合計 36 名である。そのうち男性は 3 名であり、この男性 3 名が会長、副会長になっている。日本に

おいて子育てをメインに担っているのは女性である。授業参観参加者をみると圧倒的に女性が多い。子どもの送迎も同様である。しかし、PTA 会長、副会長は男性である。この傾向は全国的にみても同様のようで、理由は、女性議員と似たり寄ったりである。

「個人的なことは政治的なこと (The personal is political)」は第 2 波フェミニズム運動のスローガンであり、ジェンダー平等の文脈で使われている。この言葉をもう一度考えてみたい。子育てをメインに担っているのは誰なのか？子どもの学校のことを熟知しているのは誰なのか？女性である。だからこそ、子どもの教育を支える PTA の会長も女性がよいのではないだろうか。もし、PTA 会長になる女性が増えたならば、議員も女性が増えていくのではないか。諸条件を整えていく必要はあるが、まずは私たちの意識を変えるところから始めてみよう。

島根県立男女共同参画センターのジェンダー川柳から二句「**母が出る父の名前の PTA**」「**女には無理と言うのも女です**」。私も一句「**女こそ そんな自分の 殻破れ**」（田谷幸子）

さいたま
りぷろの家

「さいたま・りぷろの家」のこれまで

2020 年の夏にオープンした「さいたま・りぷろの家」は当初、内閣府の「DV 被害者セーフティネット強化支援パイロット事業」として、埼玉県人権・男女共同参画課を通して交付された事業であった。多様な困難に直面する DV 被害者等への支援において、民間シェルターの役割は地域社会における不可欠な社会資源として位置付けられた。したがって、事業も①受け入れ体制整備事業、②専門的・個別支援事業、③切れ目のない総合的支援事業とあり、人件費や必要経費等が認められた。

当団体は DV 防止法の制定以来、多方面において多くの女性相談に関り、その中でもとりわけ DV 被害や性暴力を受けた女性たちの被害の甚大さを痛感してきた。相談（電話、面接、メール）、同行支援、訪問、シェルターやステップハウスの整備、自立支援、啓発講座、研修、ケース検討、スーパービジョン等を行いながら、具体的には何にフォーカスするかについて検討した時に、女性のリプロダクティブ・ヘルスアンドライツ（性と生殖に関する健康と権利）の獲得をサポートすることではないかと定まってきた。

妊娠した女性が出産するのかもしれないのか、妊娠という事実をどのように受け止めていくのかを丁寧にサポートしたいと考えた。従来日本では母子保健は重要視されてきたが、性に関する知識は正しく教えられていない。そこで、私たちが作ろうと思ったのが、「さいたま・りぷろの家」である。2020 年 8 月から 2023 年 2 月までの取りまとめは、活動報告書という形で発行し、その後も継続して「埼玉県配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援事業」を行ってきた。

折しも未曾有の災害と言われるコロナ禍を通して、女性たちが抱える困難や課題が顕在化してきており、2024 年 4 月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、DV、生活困窮、性暴力、家庭関係破綻などに起因して、より複雑化、多様化、複合化してきた。それに伴い、各自治体も男女共同参画基本計画の見直しを行い、女性の人権の尊重、相談支援の充実、自立支援、民間団体との連携や協働をより明確にしている。

「さいたま・りぷろの家」も、2024 年 4 月からは埼玉県人権・男女共同参画課を通して厚生労働省の「若年被害女性等支援事業」を受け、①アウトリーチ支援、②関係機関連携会議等への参加、③居場所の提供に関関する支援、④自立支援を行っている。

今年度 11 ヶ月間（2025 年 2 月まで）の相談件数は、実人数 113 件、相談支援（電話、メール、面談、訪問、その他）251 件、自立支援（シェルター・ステップハウス利用）11 件、支援分類（居住、就業、生活、法的、医療、その他）243 件となっている。いずれの相談においても、女性たちの生きづらさが伝わってきた。しかし、民間団体では「できないこと」が多く、相談の壁にぶつかる日々、「どうして女性はこんなに大変なのだろう」「家庭でも職場でも生きにくいって、どうすればよいのだろう」とため息が漏れてしまう中、迎えた国際女性デー（3 月 8 日）であった。この埼玉県で、これまでの 4 年半を一緒に作ってきた仲間たちとの実績を元に、これから作っていきたいと考える。（松本 麻利）